

令和5年7月（第7回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町役場新庁舎 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 益城町農地利用最適化推進委員の候補者の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主査	井 敦子	主事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第7回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。

岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番荒川忠一委員、8番上村直嗣委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者転用の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

所有権移転の部が3件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
賃借権設定の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約に
ついて、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
賃貸借の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、使用貸借の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げ

ます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

7月6日に上田推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。
農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、
トラクター・芋堀り機・小型耕うん機を所有しており問題ありません。
主に生産される作物は甘藷、露地野菜、栗で、申請地には甘藷を作付するとの
事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数6年、年間300日、妻が経験
年数6年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、20,737㎡ですので、問題ないと思
います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等

にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上によりすべて条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

7月2日に富永推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕うん機・トラックを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は大豆、柿、菊芋で、申請地には露地野菜を作付することの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間160日となっております。

取得後の農地の面積については、7,163㎡ですので、問題ないと思えます。

また、農地取得後は、譲受人が役員となっている農地所有適格法人へ貸借予定となっております。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上によりすべて条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について、上村直嗣委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、13番坂田成喜委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告いたします。

7月5日に野田推進委員と共に調査を行いました。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕うん機・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、露地野菜で、申請地には露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数60年、年間150日、夫が経験年数68年、年間120日、二男が経験年数20年、年間240日、二女の妻が経験年数20年、年間240日となっております。

取得後の農地の面積については、18,684㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

ただ、申請地は荒廃化しており、畑に復元される時期が決まっていないため、許可が妥当かどうか、委員の皆様方の意見をお聞きしたいと考えます。

審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について、坂田成喜委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

(5番委員)

場所について補足をさせていただきます。今回の土地は利用状況調査で毎年確認している農地で、道に泥やくずが出てきていて、周囲の耕作者も迷惑される方がいらっしゃる場所です。

調査をしていただいて、譲受人からは木を伐採し耕作を行う意思是確認できましたでしょうか。

(13番委員)

荒廃状態をいつ解消できるかというのは未回答な状態です。

(5番委員)

申請地周辺が、区画整理事業予定のため、農地を取得しても荒れた状態のままというところが散見される。

今回もそうなるのではないかという危惧がある。

(2番委員)

周囲の耕作者が、非常に迷惑をしている土地である。今回の件については、継続審議として、解消を待ってはどうか。

(会長)

今回の申請を受けるに当たっては、農地を綺麗に整備することを前提としている。

譲受人は信頼のある農家であるし、今回は許可をする際に、許可書に条件をつけて許可をするということでもよいのではないだろうか。

(2番委員)

許可をするのであれば、条件をつける必要があるだろう。

ちゃんと確約してもらわなければ、周囲の耕作者は大変迷惑を被ることになる。

(議長)

本件につきましては、農地を綺麗に整備するということを条件として許可を行うということといたします。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

(事務局)

条件をつけて、許可をするということですが、許可書に条件をつけるということなのか、農地を綺麗に整備してから許可書の交付を行うのかということをはっきりしていただきたい。

(会長)

許可書に条件を付けて交付していただきたい。

(4番委員)

どのような条件をつけるのかという審議は必要ではないか。

(事務局)

いつまでにとか条件の内容を定めていただかないと許可書の作成に支障がありますので、内容を定めていただいきたい。

(2番委員)

簡単に整備できるとは思えないので、いつまでに解消するのかという期限の確約は必要だろう。

(会長)

譲渡人ではなかなか対応は難しいため、譲受人で対応が必要だろう。

(1番委員)

期限を定めるのは、必要だろう。

(会長)

本年以内であるならば、「本年以内に解消します。」と、確約をしていただく。

(2番委員)

事務局としては、いかがだろうか。本年中に解消するのであれば、許可書に条件をつければ許可することは可能か。

(事務局)

本来であれば、農地は綺麗な状態での申請を原則としている。

今回も農地が荒れているのであれば、綺麗に整備してから申請してほしいとお願いをしたところ。

今回はどうしても申請がしたいとのことでしたので、農業委員の皆様の判断をしていただきたく受け付けを行いました。

事務局としては、継続審議にさせていただき、綺麗に整備したことを確認して許可を行うという流れの方が良いのではないかと思います。

(会長)

先ほど申し上げたとおり、譲渡人での対応は困難であるため、条件をつけて許可を行い、譲受人に早く対応させる。

事務局は、今までそういった対応はしてこなかっただろうが、農業委員会で決定されたということで対応をお願いしたい。

(事務局)

それでは、年内に綺麗に整備するという確約書の提出をもって許可書を交付するという対応でよろしいでしょうか。

近隣の委員の皆様には委員の任期も終了間近ではございますが、現地の確認を定期的に行っていただきますようお願いいたします。

(議長)

結論としては、譲受人に農地復元の期限を定めて確約書の提出していただき、その条件の元で許可書を交付することといたします。

次に、番号4番につきましても、13番坂田成喜委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告いたします。

7月5日に野田推進委員と共に調査を行いました。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、

トラクター・耕うん機・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、露地野菜で、申請地には栗、露地野菜を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間240日、妻が経験年数20年、年間240日、父が経験年数68年、年間120日、母が経験年数60年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、18,684㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上によりすべて条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号4番について、坂田成喜委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

6月30日に緒方推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸し資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適切な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地に及ぼす影響もないと考えま

す。以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

只今、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

6月29日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設などがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための地上権設定の部 番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

6月28日に岩村会長、河端推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

経済産業省による事業認可及び九州電力との接続契約についても確認できております。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について、渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

所有権移転の部でございます。

番号1番につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。補

足説明をお願いします。

(2番委員)

報告いたします。

6月21日に譲受人と岩村会長、熊本県農業公社、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

この案件につきましては、4月の定例会で、ご主人が買い入れるということでご審議いただき、決定した案件ですが、ご主人が亡くなられていたため、再度、奥さんが買い入れるという案件です。

譲受人は、西瓜・水稻・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は8反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していたということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、認定農業者で、営農組合の構成員でもあります。

耕作面積は基準面積の2町以上ではありませんが、公社からの売渡し後に営農組合に貸し付けることで特例としてあっせん事業の対象となるため、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 益城町農地利用最適化推進委員候補者の決

定について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第6号説明》

(議長)
只今、議案第6号について説明を申し上げました。
議事参与の案件が多数ございますので、議事参与の案件から先に審議を行い、その後に議事参与以外の案件を一括でご審議していただきたいと思っております。
まず、飯野地区についてでございますが、飯野③地区が議事参与の制限に該当しますので関係委員の退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございますので、飯野③地区は候補者のとおり決定をいたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)
続きまして、広安地区の広安②地区が議事参与の制限に該当しますので、関係委員の退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、広安②地区は候補者のとおり決定を
いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、木山地区の木山①地区が議事参与の制限に該当しますので、関
係委員の退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、木山①地区は候補者のとおり決定をいたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、福田地区の福田②地区が議事参与の制限に該当しますので、関係委員の退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、福田②地区は候補者のとおり決定をいたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、津森地区の津森①地区が議事参与の制限に該当しますので、関係委員の退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、津森①地区は候補者のとおり決定を
いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、残りの11地区について一括審議としたいと思います。
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございますので、候補者のとおり決定をいたします。
以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。
閉会をさせていただきたいと思っております。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員